

地域絶品・食のマーケティング人材育成事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

地域絶品・食のマーケティング人材育成事業委託業務

2 業務の目的

北海道内で食品づくりに携わる者を対象に、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの更なる向上のため、消費ニーズを的確に読み取り、新たな地域の絶品を生み出し、北海道の食関連産業を牽引する「キーパーソン」となる食のマーケティング人材を育成することにより、北海道の食関連産業の振興を推進する。

3 委託業務の内容

北海道内で食品づくりに携わる者を対象に、食分野における消費ニーズを的確に読み取り、ECや高品質スーパー等の成長市場に向けた高付加価値商品の開発や販売を実践的に展開し、デジタル技術を活用したマーケティング手法や経営力アップ、大規模市場における販売手法の習得につながる研修「地域フード塾」を開催し、北海道の食関連産業を牽引する「キーパーソン」となる食のマーケティング人材を育成する。

また、あわせて受講生や修了生等とのネットワーク構築を図り、研修終了後のフォローアップの仕組みを構築する。

なお、委託業務については、カリキュラムの作成、本事業に係るPR、講師の選定、受講生の募集、会場の確保、アンケート調査、研修修了予定者の報告、成果発表会の運営、事業実績の報告等、本研修の開催に係るすべての業務とする。

(1) 研修「地域フード塾」の開催

ア 絶品コース

ターゲットの明確化や消費者目線に立った商品づくりにより付加価値を高めるノウハウや、地域における地域ブランドの創出の進め方などに関する研修を開催し、地域における食のキーパーソンとなる人材を育成する。

(ア) 対象 食品製造業等に従事する中小・小規模食関連事業者のうち地域を牽引する食のキーパーソンとなり得る人材と認められる者

【対象者選定の考え方】

- ・デジタルマーケティング手法の活用と併せて、地域特有の資源を有効に活用した自社商品の商品力の向上に取り組む意欲がある者
- ・地域に根付き、食や観光などの地域資源を核とした地域ブランドの創出に取り組む意欲がある者

(イ) 受講生数 20名程度

(ロ) 内容 道内各地域における研修（座学、ワークショップ等）・視察と先進事例研究等
研修時間 40時間程度

(ハ) 成果 受講生による3年後を見据えた事業計画書の作成及び成果発表

イ 事業化コース

事業計画の立案や現場での研修等、実践的な手法の習得により、「食品づくり」における経営力をアップすることで、社会的変化に対応し、事業の展開や多角化に積極的に取り組み、高付加価値市場への販路拡大を目指す人材を育成する。

(ア) 対象者 地域を牽引するキーパーソンであり、社会的変化に対応し、事業展開や多角化に積極的に取り組む意欲がある者

(イ) 受講生数 10名程度

(ロ) 内容 道内における研修（座学、実践演習、ワークショップ）・視察等

研修時間 40時間程度

(I) 成果 受講生による実践的な事業計画書の作成及び成果発表

ウ 販売戦略コース

地域における食のキーパーソンが生み出す絶品を、北海道のブランドとして位置づけし、道内外（海外含）へチャネル展開するために、実務的な知識を身に着ける機会を提供し、地域のリーダーとして後進の育成に携わることのできる人材を育成する。

(ア) 対象 地域を牽引するキーパーソンであり、首都圏をはじめとした大規模市場への販路拡大や、地域における後進の育成に意欲がある者

(イ) 受講生数 20名程度

(ウ) 内容 道内各地域における研修（座学、ワークショップ等）・視察と先進事例研究等
研修時間 40時間程度

(I) 成果 受講生による成果発表

(2) ネットワークの構築・受講後のフォローアップ体制

受講生間や講師、修了生等とのネットワークや、研修終了後に受講生の商品づくりや事業化等をフォローアップする仕組みを構築すること。

なお、受託者（講師含む）は、本事業において構築されたネットワークについて、本事業の目的以外に使用しないこととし、特に、受託者の営利を目的とした案内・勧誘等での使用は原則認めないこととする。なお、受講生・修了生等からの求めに応じて、受託者（講師含む）と受講生・修了生等とで金銭的な授受が発生する行為等を行う場合は、あらかじめ委託者に申し出るものとする。

(3) 報告書等の作成

上記(1)の研修の開催結果について、報告書及びリーフレットを作成すること。

(4) 成果物の提出

納入成果物及び納入形態

ア 報告書 紙媒体：A4版、10部

電子媒体：DVD 1枚

（データ形式は、マイクロソフトのオフィスを用いたファイル形式によることとし、併せてPDF版も作成の上納品すること。）

イ リーフレット 紙媒体：A4版、1,000部

（紙媒体の一部は、別途指示する関係機関へ配布すること。）

電子媒体：DVD 1枚

（データ形式は、PDF版を作成の上納品すること。）

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

4 契約の方法

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月5日（水）

(3) その他

本業務は、災害・感染症拡大等の影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、委託契約締結後、災害・感染症拡大等の影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ア 提案者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。
- イ 食品製造業に関する十分な知見を有し、事業者の課題の内容を的確に理解できる体制となっているか。
- ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

ア 研修の開催

(ア) 絶品コース

- ・講師の選定の考え方は、高度なマーケティング力や幅広いネットワークを有する講師の選定など、事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・カリキュラムの内容は、デジタル技術を活用したマーケティングや商品力向上などに資する実践的な内容や、食や観光などの地域資源を核とした地域ブランドの創出の観点など、具体的かつ事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・研修開催時期や開催地・視察先などは、事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。

(イ) 事業化コース

- ・講師の選定の考え方は、危機に強い経営力アップに資する、実践的な指導を担える講師の選定など、事情の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・カリキュラムの内容は、事業展開や事業の多角化につながる実践的な手法を習得できるなど、具体的かつ事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・研修開催時期や開催地・視察先などは、事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。

(ウ) 販売戦略コース

- ・講師の選定の考え方は、品質管理や財務実務、商品販売実務の指導を担える講師の選定など、事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・カリキュラムの内容は、首都圏等の大規模市場への販路拡大に向けた実践的な手法を習得できるなど、具体的かつ事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。
- ・研修開催時期や開催地・視察先などは、事業の趣旨に沿った適切な提案となっているか。

イ 受講中のフォローアップ・受講成果

- ・受講生からの問合せ等に対し、適切にフォローアップできる体制となっており、受講生が受講成果を達成できる具体的な提案となっているか。

ウ ネットワークの構築・受講後のフォローアップ体制

- ・受講生間等のネットワーク構築が図られるようにするとともに、研修終了後のフォローアップの仕組みの構築について工夫がされているか。

エ 実績

- ・過去に同様の事業を実施したことがあるか。

オ 道施策との適合性

- ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ・国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体

(以下、「コンソーシアム」という。) であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 道施策との適合性に関する事項

- (1) 北海道働き方改革推進企業認定制度及び障がい者雇用
道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
- (2) パートナーシップ構築宣言
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

8 参加資格審査申請書等の提出

本入札への参加を希望する者は、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）5月17日（金） 17時（必着）
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査申請書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

と。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様 式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は、A4サイズの任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月22日(水) 17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留または書留)による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、審査の目的以外には、提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加資格審査申請書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 食クラスター係(担当:今野)
電話 011-231-4111(内線26-820)
011-204-5979(直通)
ファクシミリ 011-232-8860